

定例会提出予定案件資料

ページ

1	令和6(2024)年度補正予算概要.....	1～4
2	令和7(2025)年度予算概要	5～9
3	函館市障害者福祉基金条例等の一部を改正する条例の骨子 (子ども未来部所管分)	10
4	函館市重度心身障害者医療費助成条例等の一部を改正する条例の骨子 (子ども未来部所管分)	11～13
5	函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例の骨子.....	14～17
6	函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改 正する条例の骨子.....	18～20
7	函館市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条 例の一部を改正する条例の骨子.....	21～22
8	函館市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例の骨子.....	23～24

1 令和6（2024）年度補正予算概要

（1）一般会計

[歳入]

（単位：千円）

科 目	補 正 額	説 明
指 定 寄 付 金	700	児童館等管理運営所要経費分 200 遺児手当分増 200 育英基金分増 300
ふるさと寄付金	1,000	保育士等確保対策事業費分 1,000

[歳 出]

民生費

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	特 定 財 源
子 育 て 支 援 費	△ 327,667	児童手当減 △327,810 児童手当支給事務費増 143	(国)児童手当負担金 △270,814 (国)子ども・子育て支援事業補助金 143 (道)児童手当負担金 △30,491
保 育 サ ー ビ ス 費	392,958	子ども・子育て支援給付費増 392,958 施設型給付費増 392,958	(国)子ども・子育て支援給付費負担金 247,447 (道)子ども・子育て支援給付費負担金 79,777 (道)子ども・子育て支援事業補助金 4,800
子ども健全育成費	503	児童館運営対策費 503 (富岡児童館、昭和児童館、神山児童館)	
ひとり親家庭等 支 援 費	△ 89,320	児童扶養手当減 △89,320	(国)児童扶養手当負担金 △29,775
子ども・ひとり親 家庭等医療助成費	418	子ども医療助成関係経費増 418 その他諸経費増 418	(道)子ども医療費補助金 209

衛生費

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	特 定 財 源
母 子 保 健 費	8,848	母子保健医療費等給付費増 8,495 未熟児養育費増 8,495 出産・子育て応援給付金 給付事業関係経費増 353 事務費増 353	(国)母子保健 費負担金 4,247 (国)出産・子 育て応援給付 金給付事業費 補助金 176 (道)母子保健 費負担金 2,123 (道)出産・子 育て応援給付 金給付事業費 補助金 88

教育費

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	特 定 財 源
奨 学 給 付 金	21	事務費増 21	(その他)積立 基金運用収入 (青少年育成 基金) 24
育 英 費	△ 240	育英金減 △240	(その他)積立 基金運用収入 (育英基金) 32 (その他)育英 基金繰入金 △272

(2) 奨学資金特別会計

[歳 入]

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明
積立基金運用収入	176	奨学基金分増 176
寄 付 金	25,000	奨学基金分増 25,000
前 年 度 繰 越 金	857	
貸 付 金 収 入	891	現年度分増 544 滞納繰越分増 347

[歳 出]

科 目	補 正 額	説 明	特 定 財 源
管 理 費	△ 55	奨学資金運営委員会委員報酬減 △55	(その他)積立 基金運用収入 176
奨 学 金	△ 1,248	奨学資金貸付金減 △1,248	
奨学基金積立金	28,227	奨学基金積立金増 28,227	(その他)寄付 金 25,000

2 令和7（2025）年度予算概要

（1）一般会計

[歳 出]

民 生 費

（単位：千円）

科 目	予 算 額	説 明	特 定 財 源
小 学 校 入 学 祝 金 給 付 事 業 費	137,035	小学校に入学した子どもの保護者に対して，1人 10万円の祝金を支給	
親子ふれあい事業費	2,205	企業版ふるさと納税寄附金を活用し，子育て中の 親子が気軽に楽しめる音楽コンサートの開催	（その他）企業版ふる さと納税基金繰入金 2,000
子ども家庭センター 関 係 経 費	15,891 (民生費分) 12,368 (衛生費分) 3,523	妊産婦・子育て世帯・子どもが抱える不安や悩み などの相談に対し，切れ目なく，漏れなく支援を 実施するほか，ヤングケアラーに関する小中学生 向け出前講座を実施	（国）地域子ども・子 育て支援事業費補助金 27,864 （国）児童虐待防止対 策支援事業費補助金 172 （道）地域子ども・子 育て支援事業費補助金 8,583
保 育 士 等 確 保 対 策 事 業 費	26,164	新規就労奨励金 14,000 保育士等資格取得後，市内の保育所等に初めて 常勤の保育士等として就労した者に20万円の新 規就労奨励金を支給 継続就労奨励金 11,400 市内の保育所等に1年以上常勤勤務した期間が 通算で3・6・9年に達した保育士等に10万円 の継続就労奨励金を支給 広報経費ほか 764	
こども誰でも通園制度 試 行 的 事 業 費	14,578	2026年度からの「乳児等通園支援事業（通称：こ ども誰でも通園制度）」の本格実施に向け，施設 数の拡充等を図りながら施行的事業を実施	（国）地域子ども・子 育て支援事業費補助金 5,692

(単位：千円)

科 目	予 算 額	説 明	特 定 財 源
施 設 型 給 付 費	7,429,382	認可保育所，認定こども園，幼稚園を通じた共通の仕組みによる運営費の給付および第2子以降の保育料を無償化（無償化所要額61,610千円ほか） 認定こども園：53か所 私立保育所：5か所 新制度幼稚園：3か所 市立施設：2か所 広域施設：10か所	(国) 子ども・子育て支援給付費負担金 3,517,573 (道) 子ども・子育て支援給付費負担金 1,796,982 (道) 多子世帯の保育料軽減支援事業費補助金 76,123 (その他) 保育所入所負担金 11,011
地 域 放 課 後 児 童 健 全 育 成 事 業 費	1,111,142	学童保育料の軽減実施分 212,904 児童1人あたり月額6,000円（年額72,000円）の保護者負担の軽減 業務委託料ほか 83クラス 898,238 放課後における児童の健全育成を図る学童保育を実施 小学校余裕教室等の公共施設 24か所 民家や私立幼稚園等の民間施設 59か所	(国) 地域子ども・子育て支援事業費補助金 314,338 (道) 地域子ども・子育て支援事業費補助金 314,338
子どもの居場所づくり 関 係 経 費	15,762	子どもの居場所づくり推進事業費 13,747 民間施設において，小学生への学習支援や中・高生の学習環境の確保のほか，地域食堂の実施など子どもや若者が地域と交流する居場所づくりを推進 まなびの広場事業費 2,015 町会館における学習支援をきっかけとして，子どもが家庭や学校以外にも安全で安心して過ごすことができる居場所づくりを推進	(国) 母子家庭等対策総合支援事業費補助金 8,098

(単位：千円)

科 目	予 算 額	説 明	特 定 財 源
子 ども ・ ひ と り 親 家 庭 等 医 療 助 成 費	860,412	子ども医療助成費 733,465 高校生（18歳になる年度末）までの子どもの医療費を助成 延 310,408件 ひとり親家庭等医療助成費 126,947 ひとり親家庭等の子どもおよびその親の医療費を助成 延 45,756件	（道）子ども医療費補助金 91,127 （道）ひとり親家庭等医療費補助金 44,731 （その他）子ども医療費高額療養費立替金収入 1,970 （その他）ひとり親家庭等医療費高額療養費立替金収入 474 （その他）子ども医療費付加給付金等収入 1,282 （その他）ひとり親家庭等医療費付加給付金等収入 102

衛 生 費

(単位：千円)

科 目	予 算 額	説 明	特 定 財 源
不 妊 治 療 等 助 成 事 業 費	7,262	医療保険対象外となる先進医療を受ける方の経済的負担の軽減を図るため、費用の一部を助成	（道）不妊治療等助成事業費補助金 3,619
定 期 予 防 接 種 費	334,920	対象疾病 五種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ・ヒブ）、日本脳炎、麻しん・風しん、小児用肺炎球菌、子宮頸がん、ロタウイルスほか	

教 育 費

(単位：千円)

科 目	予 算 額	説 明	特 定 財 源
私 立 学 校 運 営 助 成 費	161,070	生徒1人あたりの助成額 42,000円 対象施設数：15施設 助成対象人員：3,835人	
私 立 専 修 学 校 運 営 助 成 費	17,197	生徒1人あたりの助成額 42,000円 対象施設数：4施設 助成対象人員：411人	

(2) 奨学資金特別会計

[歳 入]

(単位：千円)

科 目	予 算 額	説 明	
積立基金運用収入	828	奨学基金分	828
寄 付 金	100	奨学基金分	100
前 年 度 繰 越 金	1		
貸 付 金 収 入	15,738	現年度分 滞納繰越分	12,883 2,855
雑 入	1	支払督促申立手数料	1
歳 入 合 計	16,668		

[歳 出]

(単位：千円)

科 目	予 算 額	説 明	特 定 財 源
管 理 費	1,076	奨学資金運営委員会委員報酬 100 事務費 976	(その他)積立基金運用 収入 828
奨 学 金	3,744	奨学資金貸付金 3,744	
奨 学 基 金 積 立 金	11,748	奨学基金積立金 11,748	(その他)寄付金 100
予 備 費	100		
歳 出 合 計	16,668		

(3) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計

[歳 入]

(単位：千円)

科 目	予 算 額	説 明	
一 般 会 計 繰 入 金	607	事務費分	607
前 年 度 繰 越 金	84,209		
貸 付 金 収 入	66,048	貸付元金収入 現年度分 滞納繰越分 貸付金利子	66,022 46,254 19,768 26
雑 入	1	支払督促申立手数料	1
歳 入 合 計	150,865		

[歳 出]

(単位：千円)

科 目	予 算 額	説 明	特 定 財 源
貸 付 事 業 費	63,911	母子父子寡婦福祉資金貸付金 その他所要経費	(その他)貸付元金収入 66,022
予 備 費	86,954		
歳 出 合 計	150,865		

3 函館市障害者福祉基金条例等の一部を改正する条例の骨子（子ども未来部所管分）

（１）改正理由

基金の額を減額するため

（２）改正内容

下記新旧対照表のとおり

函館市青少年育成基金条例 新旧対照表【第２条関係】

現 行	改 正 案
（基金の額） 第２条 基金の額は、 <u>5,745万円</u> とする。 ２・３ （略）	（基金の額） 第２条 基金の額は、 <u>4,693万円</u> とする。 ２・３ （略）

（３）施行期日

公布の日

4 函館市重度心身障害者医療費助成条例等の一部を改正する条例の骨子（子ども未来部所管分）

（１）改正理由

医療費の助成制度の見直しに伴い，受給期間等を改めるため

（２）改正内容

別紙新旧対照表のとおり

（３）施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

函館市ひとり親家庭等医療費助成条例 新旧対照表【第2条関係】

現 行	改 正 案
(受給期間) 第5条 医療費の助成は、<u>次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める期間</u>に行われた医療に関する給付について行うものとする。 (1) <u>対象者となつた日の翌日から起算して14日以内に前条第1項の規定による申請をした者</u> <u>当該対象者となつた日の属する月の初日から受給資格を喪失した日の属する月（当該受給資格を喪失した日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月。次号において同じ。）の末日までの期間</u> (2) <u>対象者となつた日の翌日から起算して14日を経過した後に前条第1項の規定による申請をした者</u> 同条第2項の規定により受給資格があると認定された日の属する月の初日から受給資格を喪失した日の属する月の末日までの期間 (助成の方法等) 第7条 医療費の助成は、市長が、協定医療機関等からの請求により当該協定医療機関等に支払うことによつて行う。 2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、医療費の助成を、受給者（受給者がひとり親家庭等児童である場合は、保護者。以下この項において同じ。）からの申請により当該受給者に支払うことにより、または市長が別に定める方法により行うことができる。 3 前項の申請は、受給者が医療に関する給付を受けた日の<u>属する月の翌月の初日</u>から起算して2年以内に行わなければならない。	(受給期間) 第5条 医療費の助成は、<u>対象者となつた日から受給資格を喪失した日までの期間</u>に行われた医療に関する給付について行うものとする。 (削る) (削る) (助成の方法等) 第7条 (略) 2 (略) 3 前項の申請は、受給者が医療に関する給付を受けた日の<u>翌日</u>から起算して2年以内に行わなければならない。

函館市子ども医療費助成条例 新旧対照表【第3条関係】

現 行	改 正 案
(助成の方法等) 第6条 医療費の助成は、市長が、協定医療機関等からの請求により当該協定医療機関等に支払うことによつて行う。ただし、市長が必要があると認めるときは、保護者からの申請により当該保護者に支払うことにより、または市長が別に定める方法により行うことができる。 2 前項ただし書の規定による申請は、受給者が医療に関する給付を受けた日の<u>属する月の翌月の初日</u>から起算して2年以内に行わなければならない。 (受給期間) 第7条 医療費の助成は、<u>次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める期間</u>に行われた医療に関する給付について行うものとする。 (1) <u>対象者となつた日の翌日から起算して14日以内に第4条第1項の規定による申請をした者 当該対象者となつた日の属する月の初日から受給資格を喪失した日の属する月（当該受給資格を喪失した日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月。次号において同じ。）の末日までの期間</u> (2) <u>対象者となつた日の翌日から起算して14日を経過した後</u>に第4条第1項の規定による申請をした者 <u>同条第2項の規定により受給資格があると認定された日の属する月の初日から受給資格を喪失した日の属する月の末日までの期間</u>	(助成の方法等) 第6条 (略) 2 前項ただし書の規定による申請は、受給者が医療に関する給付を受けた日の<u>翌日</u>から起算して2年以内に行わなければならない。 (受給期間) 第7条 医療費の助成は、<u>対象者となつた日から受給資格を喪失した日（18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したことにより受給資格を喪失した場合にあつては、当該受給資格を喪失した日の前日）までの期間</u>に行われた医療に関する給付について行うものとする。 (削る) (削る)

5 函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、地域型保育事業者の設備の基準等に関する規定を整備するため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

令和7年4月1日

ただし、第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項および第48条第2項の改正規定ならびに次項の規定は、公布の日から施行する。

函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
(食事の提供の特例) 第17条 次の各号に掲げる要件を満たす地域型保育事業者は、前条第1項の規定にかかわらず、当該地域型保育事業者の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し地域型保育事業所に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該地域型保育事業者は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該地域型保育事業所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) (略) (2) 当該地域型保育事業所またはその他の施設、保健所、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) (略) 2 (略) (職員) 第30条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医および調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型または第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 (略) (職員)	(食事の提供の特例) 第17条 (略) (1) (略) (2) 当該地域型保育事業所またはその他の施設、保健所、市等の栄養士<u>または管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士または管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) (略) 2 (略) (職員) 第30条 (略) 2 (略) (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 (略) (職員)

第32条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医および調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型または第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 (略)

(職員)

第45条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医および調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所または第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、一の保育所型事業所内保育事業所につき2人を下回ることはいできない。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 (略)

(職員)

第48条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下

第32条 (略)

2 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 (略)

(職員)

第45条 (略)

2 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 (略)

(職員)

第48条 (略)

のものに限る。以下この条および次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条および次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医および調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所または第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 (略)	2 (略) (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 (略)
---	---

6 函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、母子生活支援施設の設置者が入所中の児童に係る給付金の支給を受けたときの金銭の管理に関する基準を定め、および保育所の設備の基準等に関する規定を整備するため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

公布の日

ただし、第36条の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
(入所した者および職員の健康診断) 第16条 (略) (新設)	(入所した者および職員の健康診断) 第16条 (略) (給付金として支払を受けた金銭の管理) <u>第16条の2 母子生活支援施設は、当該施設の設置者が入所中の児童に係ることも家庭庁長官が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。</u> <u>(1) 当該児童に係る当該金銭およびこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「児童に係る金銭」という。）をその他の財産と区別すること。</u> <u>(2) 児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。</u> <u>(3) 児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。</u> <u>(4) 当該児童が退所した場合には、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に取得させること。</u>
(保育所の設備の基準の特例) 第36条 次の各号に掲げる要件を満たす保育所は、第15条第1項の規定にかかわらず、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。 (1) (略) (2) 当該保育所または他の施設、保健所、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) (略) (職員) 第37条 (略) 2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人	(保育所の設備の基準の特例) 第36条 (略) (1) (略) (2) 当該保育所または他の施設、保健所、市等の栄養士または<u>管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士または管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) (略) (職員) 第37条 (略) 2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人

以上，満 1 歳以上満 3 歳に満たない幼児おおむね 6 人につき 1 人以上，満 3 歳以上満 4 歳に満たない幼児おおむね20人につき 1 人以上，満 4 歳以上の幼児おおむね30人につき 1 人以上とする。ただし，一の保育所につき 2 人を下ることはできない。

以上，満 1 歳以上満 3 歳に満たない幼児おおむね 6 人につき 1 人以上，満 3 歳以上満 4 歳に満たない幼児おおむね15人につき 1 人以上，満 4 歳以上の幼児おおむね25人につき 1 人以上とする。ただし，一の保育所につき 2 人を下ることはできない。

7 函館市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の職員の配置の基準等に関する規定を整備するため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

公布の日

ただし，第6条第7項の改正規定は，令和7年4月1日から施行する。

**函館市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例
新旧対照表**

現 行	改 正 案
(職員の配置の基準) 第4条 認定こども園には、次に掲げる基準の教育および保育（満3歳未満の子どもについては、その保育。次項において同じ。）に従事する職員を置かなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳未満の子どもおおむね<u>20人</u>につき1人以上 (4) 満4歳以上の子どもおおむね<u>30人</u>につき1人以上 2～5 (略) (施設設備の基準) 第6条 (略) 2～6 (略) 7 認定こども園は、当該認定こども園の子どもに食事を提供するときは、当該認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。ただし、満3歳以上の子どもに対する食事の提供については、次に掲げる要件を満たす場合に限り、当該認定こども園外で調理し、および搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。 (1) (略) (2) 当該認定こども園または他の施設、保健所、市町村等に配置されている栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導を受けることができる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) (略) 8～11 (略)	(職員の配置の基準) 第4条 (略) (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳未満の子どもおおむね<u>15人</u>につき1人以上 (4) 満4歳以上の子どもおおむね<u>25人</u>につき1人以上 2～5 (略) (施設設備の基準) 第6条 (略) 2～6 (略) 7 (略) (1) (略) (2) 当該認定こども園または他の施設、保健所、市町村等に配置されている栄養士<u>または管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導を受けることができる体制にある等、栄養士<u>または管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) (略) 8～11 (略)

8 函館市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，幼保連携型認定こども園の職員の配置の基準に関する規定を整備するため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

公布の日

函館市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

現 行	改 正 案																				
(職員の数等) 第6条 (略) 2 (略) 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育および保育(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下つてはならない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>園児の区分</th><th>員数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 満4歳以上の園児</td><td>おおむね<u>30人</u>につき1人</td></tr> <tr> <td>(2) 満3歳以上満4歳未満の園児</td><td>おおむね<u>20人</u>につき1人</td></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td colspan="2">備考 (1)～(4) (略)</td></tr> </tbody> </table> 4・5 (略) 附 則 (幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例) 第3条 施行日から起算して<u>10年間</u>は、副園長または教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第6条第3項の規定の適用については、同項の表備考第1号中「かつ、」とあるのは、「または」とすることができる。	園児の区分	員数	(1) 満4歳以上の園児	おおむね <u>30人</u> につき1人	(2) 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね <u>20人</u> につき1人	(略)		備考 (1)～(4) (略)		(職員の数等) 第6条 (略) 2 (略) 3 (略) <table border="1"> <thead> <tr> <th>園児の区分</th><th>員数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 満4歳以上の園児</td><td>おおむね<u>25人</u>につき1人</td></tr> <tr> <td>(2) 満3歳以上満4歳未満の園児</td><td>おおむね<u>15人</u>につき1人</td></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td colspan="2">備考 (1)～(4) (略)</td></tr> </tbody> </table> 4・5 (略) 附 則 (幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例) 第3条 施行日から起算して<u>12年間</u>は、副園長または教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第6条第3項の規定の適用については、同項の表備考第1号中「かつ、」とあるのは、「または」とすることができる。	園児の区分	員数	(1) 満4歳以上の園児	おおむね <u>25人</u> につき1人	(2) 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね <u>15人</u> につき1人	(略)		備考 (1)～(4) (略)	
園児の区分	員数																				
(1) 満4歳以上の園児	おおむね <u>30人</u> につき1人																				
(2) 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね <u>20人</u> につき1人																				
(略)																					
備考 (1)～(4) (略)																					
園児の区分	員数																				
(1) 満4歳以上の園児	おおむね <u>25人</u> につき1人																				
(2) 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね <u>15人</u> につき1人																				
(略)																					
備考 (1)～(4) (略)																					